

ハツトウシリ三世時代の対アムル政策

安田 芳

はじめに

ヒツタイトの帝国（新王国）^{〔1〕}時代は、同国がアナトリア^{〔2〕}の外側へ勢力を拡大していく時代である。ヒツタイトはシリアの南方に勢力を拡大したため、以前からシリアの一部とパレスティナを支配下に置いていた大国エジプトと衝突することになった。両大国の係争の地の一つとして挙げられるのが、現在のレバノンに位置したアムルと呼ばれる国であった。

ヒツタイトは、新王国時代が始まるシュッピルリウマ一世（在位前一二四四～一二三二年）の時代からアムルと「宗主権条約」^{〔3〕}を結びこの国を属国化するが、後のハツトウシリ三世（在位前一二六七～一二三七年）の時代になると、王家同士の婚姻を前提とした新たな外交関係が始まる。この時期は長く争ってきたヒツタイトとエジプトとの間で「平和条約」^{〔4〕}

が結ばれた頃に前後しており、両国の狭間で翻弄されてきたアムルからしても、この時期が一つの画期であつたと考えられる。本稿では、ハツトウシリ三世の時代とそれ以前のアムルとの宗主権条約を比較することにより、ハツトウシリ三世治世下で起こったアムル支配の変化の意義を再検討し、その外交政策の転換において当時のヒツタイトがどのような意図を持っていたのか考えてみたい。

ヒツタイトとアムルの間で結ばれた宗主権条約は、現在四つ発見されている。即ち、シュッピルリウマ一世とアジル（在位前一二四五～一三一五年）、ムルシリ一世（在位前一二一～一二五五年）とトゥッピ・テシュプ（在位前一二二～一二九〇／一二八〇年）、ハツトウシリ三世とベンテシナ（在位前一二九〇／一二八〇～一二三五年）、トウドハリヤ四世（在位前一二三七～一二二八年）とシャウシュガムワ（在位前一二三五～一二〇〇年）の間で結ばれた条約である。本

稿では、これら四つの条約を主史料としながら論を進めていくが、ヒッタイトと他国の間で結ばれた条約やヒッタイトとエジプトとの間で交わされた書簡も補足的に参照する。これらはヒッタイトの首都ハツトウサ（現在のボアズキヨイ）で発見されたもので、KBo や KUB という略号で知られる史料集にその手写史料が刊行されている。^[6] 条約に関しては、ヴァイドナーと、デル・モンテ^[8]によつて刊行されたものを、書簡に關してはハーゲンブルナーとイズレルのものを参考した。

シユツピルリウマ一世とアジルの宗主権条約に関する研究にはアルトマンやザカニーニの論考など、比較的豊富な先行研究がある。

それに対してムルシリ二世とトゥッピ・テシュプ、ハツトウシリ三世とベンテシナの条約に関する研究には、ジンガー^[13]やクレンゲルの概説書に言及されるにとどまっている。四つの宗主権条約を見ると、ムルシリ二世とハツトウシリ三世の時代を境目としてヒッタイトの外交政策上の転換が起つたと推測されるので、この二人の王とアムル王との間で締結された条約も含めて、四つの条約を綿密に検証していくことが、重要である。

この時代における外交政策において王家間の婚姻政策を考慮に入れることも不可欠である。王家間の婚姻の概要是、ヒッタイト・エジプト・バビロニア三国間の王家の結婚を扱ったテン・カーテの研究^[1]、エジプトとヒッタイト、バビロニアの

政略結婚の目的の異同について論じたりベラーニの研究^[15]、エジプトの新王国時代の結婚について論じたシユルマンの論文^[16]、さらにヒッタイトと属国ミラとの間の姻戚関係について触れたデル・モンテの論文^[17]などによつて知ることができる。これらの先行研究をふまえて、ハツトウシリ三世のアムルに対する婚姻政策の意図を考えていいくことにする。

第一章 シュツピルリウマ一世治世下のシリア支配

第一節 シリア支配の意味

最初に、ヒッタイトが侵入する以前のシリア・パレスティナ地域の状況について触れておく。レムヘによれば、後期青銅器時代前期は、ミタンニ^[20]がシリアのほぼ全土を支配していた。しかし、アメンホテプ一世の時代に、エジプトがパレスティナを征服し、トトメス三世の時代には、ミタンニの支配下にあつたシリアに侵攻した。けれども、その後エジプトはシリアから撤退し、シリア・パレスティナはエジプトとミタンニとの間で平和的に分割された。これは、ヒッタイトがシリアに勢力を拡大してきたため、ミタンニとエジプトは協力し合わなければならなかつたからであつたと理解されている。両国の協調体制をより堅固にするために、ミタンニからエジプトへ王女が嫁いだが、結局この協力体制は、ヒッタイトによって壊されてしまう。すなわち、シュツピルリウマ一世と

その後継者のヒツタイトがミタンニを征服する一方で、エジ

プトが支配していたシリア南部にまでも進出するのである。

これ以後、ヒツタイトとエジプトがハットウシリ三世とラムセス二世の時代に平和条約を結ぶまで、両国のシリアをめぐる争いは続いく。シリア・パレスティナはヒツタイトが侵攻する以前も以後も、大国の勢力の領域下に置かれていたが、基本的には間接統治であり、在地の支配者によつて治められていた。両大国の支配を受けながらも、この地の諸都市は貿易上ではライバルであり、支配する交易圏を広げようとしていた。

エジプト、ミタンニ、ヒツタイトといつた列強の争奪の的となつてきたシリアの魅力は、その地理的な位置にあると言える。シリアの諸都市は、エジプトとメソポタミア世界をつなぐ、交易の要衝であり、その中継貿易から多くの利益を得ていた。更にアムルやウガリットなどのシリアの沿岸は、地中海への港を持つていたことから、シリアの支配は、内陸都市部の交易だけでなく、地中海世界との流通・交易を支配することを意味していたのである。

ヒツタイト王ムワタリ二世がアッシリヤ王アダド・ニラリ一世に送つた書簡(CTH 171)には、アダド・ニラリが対等条約の締結と銀の産地であるアマヌス山への立ち入りを一方的に要求してきたことに対し、強硬に拒絶する返答が記されている。これは、ヒツタイトの管轄下にあつたシリアが銀の鉱山を持つていたことも、列強が支配権を争う理由であつ

たことを示している。

さらに地中海交易の要所であつたウガリットを例に取ると、ここはシリア特産の商品を生産する拠点でもあつた。そのためか、ヒツタイト支配下のウガリットには金の杯や亞麻布の衣類など、様々な工芸品がヒツタイトの王妃や王子、高官に対する貢ぎ物として課されている。⁽²⁵⁾アムルに課した貢納が「金三〇〇シエケル」であるのに對し、ウガリットには「金五〇〇シエケル」を強要したのは、「ウガリットの豊かさ」⁽²⁷⁾を有効に榨取するためであつたと見ることができる。このようなことからも、ヒツタイトにとってシリアの支配は、ただ自国の領土の拡大のみを意味するものではなく、シリアを支配下に置くことで、ヒツタイトにもたらす経済的利益を十分に見通していくと言える。おそらくシリア全域が貿易によつて商業が発達し、経済的に豊かであつたことから、ヒツタイトを含むこの時代の列強諸国が、シリアの利権を得るために、さらにはその安定した支配を確立するために外交的、軍事的に全力を投入したのは当然の帰結である。後述するように、ハットウシリ三世が取つた婚姻政策への転換は、ヒツタイトの外交を理解する上で、重要な意味を持つと考えられるのである。

第二節 シュッピルリウマ一世とアジルの間で締結された宗主権条約

シュッピルリウマ一世とアジルの宗主権条約は、現存する

ヒツタイトとアムル間の条約の最古の例であるだけでなく、後に両国で結ばれた宗主権条約の基礎になつていて。

この条約は、前史、貢納規定、軍役規定、防衛規定、逃亡者に関する規定、(ヒツタイト)王への忠誠、証人としての神々、呪い、祝福から構成される。⁽²⁸⁾

前史の部分では、本来アムルはエジプトの領土に属していたが、そこからヒツタイト側についたことが確認される。エジプトは第十八王朝のトトメス三世の治世以降、シリア・パレスティナを「カナン州」、「ウピ州」、「アムル州」という属州に分け、支配していたことを考えれば、一時的にミタンニの侵略を受けたことがあつたにせよ、「アムル」はやはりシユッピルリウマ一世の治世期に初めてエジプトからヒツタイトの支配下に移つたと理解できる。

「しかしアムルの地の王であるアジルはエジプトの領土の門からやつてきて、『我が太陽』⁽²⁹⁾、ハツティ⁽³⁰⁾の王の臣下になつた。」(CTH 49 II, I 18-19)

「アジルは『我が太陽』の足元にひざまづき、エジプトの領土の門からやつてきたので、『我が太陽』であり偉大な王である私は(シユッピルリウマ一世) アジルを受け入れ、彼(アジル)を(属国王として)彼(シユッピルリウマ一世)の弟たち(他の属国王たち)の間に位置づけた。」(CTH 49 II, I 23-26)⁽³²⁾

ここでは繰り返し、あくまでアジルの自由な意思でヒツタイトの属国となつたことが述べられている。それまでアジル

は、エジプトに服従する代わりに自分をアムルの支配者(*hazanna*)としてファラオに承認させるために、アムルの周辺諸都市に侵攻していくという手段を取つていた。最終的にその承認を得ることはできたが、シユッピルリウマ一世がシリアに遠征した際に、シユッピルリウマとアジルは接触する機会を持つた。その後、ヒツタイトに脅威を感じたアジルはヒツタイト軍と直接交戦することなく、ヒツタイトに従属することを決めた。しかし、ヒツタイトの属国となつた後も、エジプトへの臣従を完全にやめたわけではなく、しばらくはエジプトにも貢ぎ物を送つていたことが知られている。⁽³³⁾

ヒツタイトに対する貢納は次のとおりである。

「精鍊された金、一級品で上質のもの、三〇〇シェケルをハツティの王への毎年の汝(アジル)の貢納とする。」

それはハツティの商人のはかりで量られること。(CTH 49 II, I 9-11)

同様の貢納規定は、後のムルシリ二世とトゥッピ・テシュプの条約の中にも記されているが、ハットウシリ三世とベンテシナ以降の条約では記されなくなる。これについてコロシエツツは「ベンテシナやシャウシユガムワには貢納が免除された可能性がある」と述べている⁽³⁵⁾が、小野は、「大多数の宗主権条約が貢納規定を持たないということは、逆にいえばそれが一般的な、当然の行為とみなされ、……おそらく属国からの貢納は、慣習的に広く行われていたものと思われる」⁽³⁶⁾としている。

加えて、「貢納規定を持つ条約が、ヒッタイトの北シリア進出が本格的に開始されたスッピルリウマⅠからムルシリⅡ時代のものであることから見て、当時のシリア北部の支配権をめぐるエジプトとの対抗上、支配権をより明確に主張するために、条約に貢納規定を明記する必要があつたものと考えられる」と小野は述べている。仮に小野説に依拠するならば、例え自主的に服従したにせよ、ヒッタイトとエジプトの間で有利な方につこうと形勢を絶えずうかがうアムルのアジル王、あるいはトゥッピ・テシュップ王を完全に従属させるために、アムルに対して貢納が課される事實を対外的に公示することをヒッタイト側がまだ必要とするような、緊迫した両国関係であつたと考えられる。

また、アジルは毎年ヒッタイト王の前に出頭することを規定した一文が盛り込まれたが、これもヒッタイト側の不信を物語るものとしてとらえることができるかも知れない。

他方、軍役規定では、「『我が太陽』の友人は誰でも、汝の友人であるべし。『我が太陽』の敵は誰でも、汝の敵であるべし」(CTH 49 II, II 9'-11')⁽³⁷⁾という一節で始まつており、ヒッタイト王が他国に侵攻する際には、アジル自身が戦車隊や歩兵隊を動員するように求められ、ヒッタイト王の敵に対して「ハツティの歩兵隊と戦車隊が今、攻撃しに向かっている。警戒せよー」(CTH 49 II, II 36'-39')⁽³⁸⁾といった手紙を送つて、内通してはならないと属国アムルの義務を規定している。

これに対し、防衛規定では、ヒッタイト王が敵国に攻め込

まれた時、アジルは歩兵隊と戦車隊とともに、ヒッタイト王の援助に来ることを求められ、見返りとしてアジルが誰かに攻め込まれた場合、ヒッタイト王に援助の要請をすれば、ヒッタイト王は歩兵隊と戦車隊をアジルに送るとしている。これは一見、相互的な義務規定であるかのようないいな体裁を取つてはいるが、ここで仮想される敵国とはエジプトであり、やはりヒッタイト側の都合によるアムルへの軍役義務の規定と見なせるであろう。

逃亡者に関する規定では、ヒッタイト王が占領した地の捕虜でヒッタイトから逃げ出した者やヒッタイト王を中傷する者、ヒッタイトからの逃亡者は捕らえてヒッタイト王に引き渡すように求められている。

ヒッタイトがアムルを含む属国と結んだ宗主権条約は、比較的詳細に、属国の取るべき行動を記したものであつた。別の属国との条約文⁽³⁹⁾の中で、「これらの言葉は、決して相互的なものではない。それらはハツティから発せられる」と明記されていることから、ベツクマンが、宗主権条約とは「宗主國のヒッタイトではなく、属国のみが誓約の誓いを行うものであつた」と定義したように、アムルにとつて、この宗主権条約もまたヒッタイトの属国となつたアムルが、ヒッタイト王に對して誓約をし、貢納や軍役の義務を負うことで、明確にヒッタイト側につくことを強要されたものだつたと言える。

シュッピルリウマ一世の次にヒツタイト王になつたアルヌワンド二世（在位前一三三二～一三三一年）とアムル王（アジル）との間の宗主権条約は発見されていないが、一般的に条約は、どちらか一方の王が交代することに更新されたと考えられる。シュッピルリウマ一世とアジル条約の次に残つているのは、アルヌワンド二世の次の王、ムルシリ二世とアムル王トゥッピ・テシュプの間の条約であるが、その中に「汝の祖父（アジル）と汝の父（後述のアリ・テシュプ）に課した貢納を汝（トゥッピ・テシュプ）にも課す」と記されていることも、前任者たちの条約の存在を暗に示していると言えるだろう。

さらに条約の前史の部分では、まずアジルが前述の宗主権条約の規定をその在位中、確実に守つたことが書かれている。「汝トゥッピ・テシュプの祖父であるアジルは、私の父（シュッピルリウマ一世）の臣下になつた。スハッシエの地の王たちとキンザの地の王が、（私の父の）敵になつた時、アジルは敵にならなかつた。私の父がその敵と戦つた時、アジルは同じように戦つた。……彼（アジル）は常に、彼（シュッピルリウマ一世）が貢納として課した、精練された一級品の金、三〇〇シエケルを彼（シュッピルリウマ一世）に支払つたのである。」（CTH 62 II, 3-6.9-10）

たのと同様に「ハッティのはかりで（量られた）精練された金で、一級品、上質のものを三〇〇シエケル」をトゥッピ・テシュプにも課すことを記している。さらにアムル王として、アジルとトゥッピ・テシュプの間に王位に就いた「アリ・テシュプ」の存在が示され、トゥッピ・テシュプの即位は、アリ・テシュプがムルシリ二世に依頼したものであることが次の二節からわかる。

「そしてアジルが年を取り、もはや戦いに行くことができなくなつた時、彼が常に歩兵隊と戦車隊とともに戦いにやつてきていたのと同様に、アリ・テシュプがアムルの地の歩兵隊と戦車隊とともにやつてきた。」（CTH 62 II, 15-18）

「しかし、汝の父（アリ・テシュプ）が死んだ時、私は汝の父の要求に従つて汝を見捨てなかつた……しかし汝は病弱で不健康であつた。つまり汝は病人であつたが、それにもかかわらず私は、汝の父の地位に任命した。」（CTH 62 II, 11'-12'; 15'-17'）

ムルシリ二世は、アジルとアリ・テシュプが貢納義務と軍役義務を滞りなく果したことは認めながらも、アリ・テシュプの望み通りにトゥッピ・テシュプを王位に就かせたことを強調し、それをむしろアムル王の忠誠に対する見返りとしている。

シュッピルリウマ一世時代の条約の逃亡者に関する規定では、捕虜が「フリの地、キンザの地、ニヤの地、スハッシエの地の捕虜」⁽⁴⁴⁾とされているのに対し、ムルシリ二世の時は

「ヌハッシェの地とキンザの地の捕虜」とされている点で差が見られるものの、条約の主な項目である、貢納規定、軍役規定、逃亡者に関する規定、証人としての神々、呪い、祝福などの形式はシュッピルリウマ一世とアジルの条約とおおよそ同様の構成であった。また「反エジプトの忠誠」⁽¹⁵⁾を求める新たな規定が盛り込まれてはいるが、これはアムルに対する政策の変化ではなく、エジプトに対する政策の変化ととらえるべきである。

ヒツタイトとエジプト間の緊張が高まる中、アジルやアリ・テシュプの長年の忠誠にもかかわらず、ヒツタイト側の対アムル外交が軟化することがなかつたのは特筆すべきであろう。

第二章 ハットウシリ三世とベンテシナ

ヒツタイトではムルシリ二世に代わりムワタリ二世（在位前一二九五～一二七二年）が王になり、アムルではトゥッピ・

テシュプに代わりベンテシナが王になつた。ムワタリ二世とベンテシナの条約の存在は明らかではないが、歴史上有名な「カデシュの戦い」（前一二八六年頃）が起つた前後のある時期に、ベンテシナはヒツタイト側からエジプト側に寝返つたと考へられている。カデシュの戦い後に、ベンテシナはムワタリ二世によつてアムル王を退位させられ、ヒツタイト帝

国の首都、ハットウサに連行された。アムルではムワタリ二世によつて、ベンテシナの代わりにシャピリ（在位前一二七七

五～一二六四年）が王位に就けられた。このシャピリという王については、ほとんど何も知られていない。ハットウサに連れてこられたベンテシナだつたが、その当時ハクピサの副王⁽¹⁶⁾であつた王族の一人、後のハットウシリ三世がムワタリ二世の許可を得て、ベンテシナを庇護下に置いたことが知られている。ムワタリによるハットウサへの連行の目的が何であつたにせよ、ベンテシナは、とりあえずはハットウシリの助けで生きながらえることができたのである。ベンテシナはハクピサで住む場所や使用人を与えられ、ハットウシリの王宮では賓客であるかのような待遇を受けたと言われる。ムワタリ二世の死後、彼の息子のウルヒ・テシュプ（在位紀元前一二七二～一二六七年）が王位に就くが、ウルヒ・テシュプとハットウシリ三世との間に争いが起つて、結果としてハットウシリ三世がヒツタイトの王位を篡奪することとなつた。

ハットウシリ三世は王位に就くと、ベンテシナをアムル王として復位させ、宗主権条約を結んだ。⁽¹⁸⁾

このようなカデシュの戦いからベンテシナがアムルにおいて復位するまでの経緯を、本章では史料に基づいて再構成してみたい。

第一節 ハットウシリ三世庇護下のベンテシナ

まず KUB3.56 は、カデシュの戦い以前の文書で、ムワタリ二世からベンテシナへの書簡と考えられている。ここでは、

おそらくヒッタイトとエジプトの間でアムルが動搖していた証拠となるような内容が記されている。

「私（ムワタリ二世）は軍役義務についてこの言葉を汝（ベントシナ）に送る。……汝は（本当に）支援に来るのか。汝はエジプトからの要請を拒否したのか。……汝は彼を問い合わせだし、その情報を私に送った。（それによれば）『我が太陽である我が主人の敵を、私は知りません。』もし敵が、エジプトの国土にいようと、他の国土にいようと、捕らえて、彼を私に引き渡せ。」（KUB 3.56, 2:4-5:7-11⁽⁴⁹⁾）

書簡の内容からして、カデシュの戦いに向かう、非常に緊迫した状況がうかがえるが、この時点では、アムルはまだヒッタイト側についており、エジプト側に寝返ってはいない。しかしヒッタイト王が「エジプトの国土にいようと、敵を捕らえるべし」と命令していることから、エジプトとアムルの境界線は、それほどまでに接近していたことがわかる。すなわち、アムルは対エジプト戦の前哨と化したのである。

KB9.96はカデシュの戦いに出兵する直前の「ヒッタイトの誓い」が記されている。「神々が私を支援した時、私はアムルの地を征服する」（KB9.96,7-8⁽⁵⁰⁾）と書かれているため、ここでは、アムルがエジプト側につき、ヒッタイトの敵になつたと理解される。また、エジプト側からの史料によると、カデシュの戦いにおけるヒッタイト同盟の諸国リストに、アムルの名がもはや挙げられていないことも、アムルがエジプト側に寝返つたことを示している。⁽⁵¹⁾このアムルがエジプト側

に寝返つたことに関する後、後のヒッタイト王トウドハリヤ四世とアムル王シャウシュガムワとの間で結ばれた「宗主権条約」には次のように書かれている。

「しかし、ムワタリ、『我が太陽』の叔父が（ヒッタイト）王になつた時、アムルの男達が次のように彼（ムワタリ二世）に告げて、彼に対し罪を犯した。『（かつて）私たちは自ら臣下になつた。今や私たちは、もはやあなたの臣下ではない。』そして彼らはエジプトの王のもとへ行つた。

そして、『我が太陽』である叔父ムワタリと、エジプトの王はアムルの男達のことで戦つた。」（CTH 105, I 28-36⁽⁵²⁾）

ここでは、「アムルの男達」がエジプト側に付くことを決めたことが証明されており、ベンテシナの裏切りに對しては何も言及されていない。カデシュの戦いは「（裏切りを犯した）アムルの男達」をめぐって起つたことが明記されているのである。この一節についてジンガーは、「内部分裂の可能性を挙げることができる。つまり、親エジプト派がエジプトの接近に對して、ベンテシナに降伏するように圧力をかけたのである」と述べている。⁽⁵³⁾

カデシュの戦いの結果については諸説あるが、ヒッタイトが優勢のうちに終わつたというのが最近の解釈である。その証拠としては、エジプト側についたはずのアムルが、カデシュの戦いの後には再びヒッタイトの支配下に戻つていることが挙げられる。カデシュの戦いの後に、ベンテシナはムワタリによつて退位させられ、彼に代わつてシャピリが王位に就い

た」とは、ハットウシリ三世とベンテシナの条約と、トウドハリヤ四世とシャウシュガムワの条約にそれぞれ言及されている。

「私の兄であるムワタリにとつてベンテシナはアムルの地で（政治的に）死んだ。ベンテシナはアムルの地の王位を継承したが、私の兄であるムワタリはアムルの地の王座からベンテシナを廢位した。」(CTH 92, rev.11-13)

「ムワタリは彼（ラムセス一世）を破り、武力によつてアムルの地を破壊した。そしてそゝを支配した。そして彼はアムルの地において、シャピリを王にした。」(CTH 105, I 36-39)

シャピリはカデシュの戦い以降からハットウシリがヒッタイト王に即位するまでのほんの一〇年間前後在位したアムルの王であつたと考えられる。ムワタリ一世とシャピリの宗主権条約は見つかってはいないが、慣例どおり更新されたことを前提とすると、一般的に考えても以前のものと同様か、カデシュの戦いでアムルの裏切りを受けて厳しいものだつた可能性がある。

その後、ベンテシナは捕らえられハットウサに連れて来られたことは、同じくハットウシリ三世とベンテシナの条約に言及されている。

「彼（ムワタリ一世）は彼（ベンテシナ）をハッティに連れてきた。その時私（ハットウシリ三世）はベンテシナを私の兄であるムワタリに頼み、そして彼（ムワタリ一世）

は私（ハットウシリ三世）に彼（ベンテシナ）を与えた。私は彼（ベンテシナ）をハクピサの地に運び、彼に使用人を与えた。彼はどんな不都合もこうむらなかつた。私は彼を守つた。」(CTH 92, rev.13-15)

さらにハットウシリ三世がウルビ・テシュップから王位を簫奪した後、ベンテシナをアムルにおいて復位させたことも、ハットウシリ三世とトウドハリヤ四世との条約にそれぞれ記されている。

「偉大な王であるムワタリが彼の運命に従つた時、私、ハットウシリは私の父（ムルシリ二世）の王位に私の地位を置いた（＝即位した）。私はベンテシナを再びアムルの地に向けて解放した。私は彼を、彼の父の王位に即けた。私たちは、私たちの間で友好的な関係を築いた。」(CTH 92, rev.16-18)

「しかし『我が太陽』（トウドハリヤ四世）の叔父であるムワタリが死んだとき、『我が太陽』である父ハットウシリが王になつた。彼はシャピリを退位させ、アムルの地において、汝の父であるベンテシナを王にした。彼は『我が太陽』である父（ハットウシリ三世）を守り、そしてハッティを守つた。彼はハッティに対して罪を犯すことは少しもなかつた。」(CTH 105, I 40-48)

条約文の中ではベンテシナの背信行為について咎めることなく、ハットウシリ三世がベンテシナをアムル王に復位させたことが書かれている。

ベンテシナが寝返ることになったのが「アムルの男達」のせいであったとしても、ヒッタイトに対して反逆を犯した王が常識的に見て、再び王位に就くことは極めて異例であり、この点にもハツトウシリ三世の対アムル政策の特異性をうかがうことができる。

第二節 ヒッタイトとエジプトの平和条約から見たベンテシナの復位の意味

シリアの領有権を巡るカデシユでの決戦から十七年経つた紀元前一二六九年頃、ヒッタイトがエジプトとの平和条約に踏み切ったことは、長く両国の間で動搖してきたアムルにも影響を与えたと考えられる。この条約文では、ヒッタイト王ハツトウシリ三世とエジプト王ラムセス二世が、互いに「兄弟」と呼び合い、ヒッタイトまたはエジプト国内で反乱などがあつた場合には、互いの支援に駆けつけるという内容などが記されている。カデシユでの勝敗のゆくえと同様、果たしてどちら側の主導権のもとで、この条約締結の交渉が行われたかは定かではないが、少なくともこの条約をもつてアムルにおけるヒッタイト側の宗主権が確定したと言える。

何故ハツトウシリ三世がベンテシナを保護し、復位させたかについては、これまで定説はない。クレンゲルは、ハツトウシリ三世がウルビ・テシュプから王位を篡奪するもくろみが当初からあって、ベンテシナを自分の陣営に引き込んだとする立場を取っている。⁽⁶¹⁾それに対し、王位篡奪に関しては、『ハツトウシリの弁明』にある通り、ムワタリ二世はハツトウシリ三世を信頼しており、ハツトウシリ三世もまたムワタリ二世に対する忠誠を貫いていたが、ムワタリ二世の死後、王位に就いたウルビ・テシュプがハツトウシリの影響力を恐れ、ハツ

やつて来たとしても、ベンテシナは彼らを捕まえ、彼らを彼(ベンテシナ)の主人、ハツティの王のもとへ送るでしょう。そして偉大な王でハツティの王であるハツトウシリは、アモン神に愛でられし者、偉大な王でエジプトの王であるラムセスのもとへ彼らを送り返すでしょう。」(CTH 91, 49
- 51)⁽⁶⁰⁾

「それでもし、(反乱)貴族がエジプトから逃げ、あるいは、(不忠の)ある集団がアムルの王のところへ(亡命を求めて)いる。

「それでもし、(反乱)貴族がエジプトから逃げ、あるいは、(不忠の)ある集団がアムルの王のところへ(亡命を求めて)

トウシリの勢力を抑えようと画策したために争いが起り、王位を簫奪する結果になつたという説もある。⁽⁶²⁾ ハツトウシリ三世の王位簫奪が、すでにベンテシナを保護する時点で計画されていたかどうかは結論が出ないが、いずれにしても、ハツトウシリ三世が、エジプトとの境界に位置するアムルの王として一度はエジプト側に付き、エジプトとも面識があるベンテシナを復位させたという事実は、ヒッタイトとエジプト間の平和条約締結以前からベンテシナを意のままに操ることのできる臣下として教化し、彼自身の対エジプト政策に利用する意図があつたと予測できる。

第三章 ハツトウシリ三世の対アムル政策及びシリア政策

第一節 アムルの担うべき役割の変化

ヒッタイトがエジプトと平和条約を締結したことにより、アムル国内にも平和が訪れたはずである。また二つの国家間の交易と外交が盛んになつたことで、両国の国境の緩衝地帯としてのアムル領土は両国の交流の中核となつたと考えられる。

ベンテシナがハツトウシリや王妃プドゥヘパに宛てた書簡には、ヒッタイトの「使者」の到来について言及されている。KBo 28.54 はベンテシナがヒッタイト王妃プドゥヘパに送つた書簡であるが、次のように書かれている。

「そしてシヌビンあなたの使者たちは、アムルに到着しました。」(KBo 28.54, 5-6)⁽⁶³⁾

同様に KBo 8.16 はベンテシナがヒッタイト王に送つた書簡から、かなり破損してはいるが「ヒッタイト王の使者とエジプト王の使者が……に……」(KBo 8.16, rev.7-9)⁽⁶⁴⁾ という文面を読み取ることができる。アムルはヒッタイトとエジプトの両国の使者が頻繁に行き来する通過点であつたわけだが、双方の使者が同時に到来したという事実は、ジンガード推測するような「ベンテシナは外交使節の出発と到着について、ハツティへの報告を求められていた」ことだけでなく、アムルがヒッタイトとエジプト双方の定期的な外交交渉の場として利用された可能性も示唆している。

また、ヒッタイト王妃プドゥヘパがエジプト王ラムセス二世に宛てた書簡の草稿 KUB 21.38 には次のように記されている。

「我が兄弟であるあなた（ラムセス二世）が、私（プドゥヘパ）に対して次のように書き送つてきた事実に関する。『あなた（プドゥヘパ）がその娘を私（ラムセス二世）に引き渡す際、あなたの気にかかる事とあなたの望んでいることについて書き送つて下さい。』このメッセージはちょうど我が兄弟に期待していたのです！ 王妃（私が娘／私＝プドゥヘパ）がアムルに到着した後は、私は（常に）あなたの側にいるでしょう。そしてそこから、私は王妃が考へていることは何でも、あなたに書き送るでしょう。

我が兄弟であるあなたはそれらに反対せず、（むしろ）そ
れらに賛成するでしょう。娘がわが兄弟のもとに着いた時、

王妃のこれらの件は落ち着いているでしょう。」(KUB
21.38, rev.1-6)⁽⁶⁶⁾

ヒッタイトとエジプトの平和条約の後に、ハツトウシリ三
世の娘とラムセス二世は結婚し、ヒッタイトとエジプト王家
は婚姻関係を持つた。ラムセス二世に嫁ぐはずのヒッタイト
王女がなかなかやつて来ないことにに対するラムセスの催促の
返事として、PDOExceptionが言い訳をしているのがこの書簡の
主題であり、この中で述べられている「娘」はハツトウシリ
三世の娘のことであると考えられるが、文脈からは「王妃」
がこの娘を指すのか、あるいはPDOException自身を指すのかは
判断がつかない。この書簡に関してジンガーは、「PDOException
はアムルまで自分の娘（の輿入れ）に同行したいと（ラム
セス二世に）告げている」と指摘⁽⁶⁷⁾し、他方クレンゲルは、「PDO
は（嫁入り後の）娘にアムルで会うつもりであった」と解釈を加えている。⁽⁶⁸⁾いずれにしても、エジプト王妃となつ
たハツトウシリ三世の娘やヒッタイト王妃自らアムルへ足を
運んだか、運ぶ予定であったことは、アムルとヒッタ
イト宮廷の仲はかなり親密であり、またベンテシナ支配下の
アムルがヒッタイト王妃や王にとつて安全が確保されている
地域と認識されていたと考えられる。

以上の二つの事柄からアムルは、以前のようにヒッタイト
対エジプトの争いの最前線ではなく、公式な交流の場として

両国の平和の根本を支える役割を担つたと言える。

第二節 ハツトウシリ三世とベンテシナの間で締結された宗 主権条約

ハツトウシリ三世はヒッタイトで王位に就いた直後に、ベ
ンテシナをアムル王に復位させた⁽⁶⁹⁾。この際、ハツトウシリ三
世はベンテシナと宗主権条約を締結した。ただし、新たに結
ばれた宗主権条約は、シユツ・ピルリウマ一世がアジルと結ん
だものを基礎としてはいるが、明らかにヒッタイトとアムル
のより親密な関係を前提としたものであることを以下に考察
していく。

まず「前史」を記した部分で、ハツトウシリ三世がヒッタ
イトの王位に就き、ベンテシナを復位させるまでの経緯が述
べられた後、ハツトウシリの息子ネリッカイリがベンテシナ
の娘と結婚することと、ハツトウシリの娘ガツシユリヤウイ
ヤをベンテシナへ降嫁させることが規定されている。

「私の息子、ネリッカイリは彼の妻として、アムルの地の
ベンテシナの娘を得るだろう。一方、私は王女、ガツシユ
リヤウイヤをアムルの地へ、王家へ、ベンテシナへ彼の妻
として与えた。彼女は今、アムルの地で、王妃の地位を持
つ。将来、私の娘の息子と孫は、アムルの地で王権を行使
するだろう。」(CTH 92, obv. 18-21)⁽⁷⁰⁾

ここでは、ハツトウシリの娘ガツシユリヤウイヤが、ベン

テシナの正室として迎えられるべきであると明示される点に注目したい。ここで述べられているハットウシリ三世の息子、ネリッカイリに関しては、まだ研究者の間で議論が続けられているが、ハットウシリ三世とタルフンタッサの副王ウルミ・テシュップの宗主権条約の中に、「皇太子 (*tukkanti*)」の称号を持つて現れる。実際にハットウシリ三世の後に王位に就くのはネリッカイリとは別人のトウドハリヤ四世であり、その間何が起つたかはよくわかつていないが、少なくともハツ

トウシリ三世の治世下で一時的にはネリッカイリがハットウシリ三世の後継者であつたと考えてよいだろう。その重要な地位にいたネリッカイリにベンテシナの娘が嫁ぎ、さらにはガツシュリヤウイヤと同じ「(彼の)妻」⁽²⁾第一夫人(*aššūti-šū*)として表記されていることは、アムルがヒッタイトの属国という立場にもかかわらず、かなり対等な婚姻を結んだと言えるだろう。

続く一文では、ベンテシナによる王朝創設と王位の世襲権に対する要求を、直接対話形式でハットウシリ三世が保証するという、属国としては極めて特別な待遇を受けていることが強調されている。

「ベンテシナは我が太陽の前で、こう言つた。我が主人に申し上げます。『あなたは死んだ人間である私に、命を与えてくださいました。あなたは私を再びアムルの地へ、我が父の王権へ戻しました。あなたは、死んだ人間と同じであつた私に命を与えてくださいました。我が主人が条約と誓い

の粘土板を作つてくださいますように! ベンテシナがアムルの地の王であるという保障のために、彼がそれに調印し、書いてくださいますように! 未来永劫、誰であれベンテシナの手から、あるいは彼の息子の手から、あるいは彼の孫の手から、アムルの地の王権を取ることがないようになど。我が太陽は次のように言つた。『汝、ベンテシナが私に依頼したことを、私、我が太陽が必ず許可しよう』と。」⁽²⁾

(CTH 92, obv.22-27)

ベンテシナがこのような要求をした理由をクレンゲルは、「アムルにおいて再び王位についたベンテシナが、アムルでの彼の地位を強化しなければならなかつたからだ」と仮定している。⁽²⁾さらにクレンゲルは、次に記す項目と合わせて、「条約がベンテシナを正統な支配者として強調し、彼の子孫による継承の疑問を禁じていることは、このベンテシナの要求によるものだつた」とするが、文脈から考へると、極めて妥当な理解であろう。そしてもちろん、ハットウシリ三世は、この要求に対しても条件をつけることなく、最大限の保障を与えているのである。

「誰もベンテシナから、または彼の息子の手から、または彼の孫の手から、ベンテシナの子孫と私の娘の手から、アムルの地の王権を取ることはできない。ベンテシナの息子と彼の孫、ベンテシナの子孫と私の娘の息子は、アムルの地の王権を握つてゐる。たとえ誰であれベンテシナや彼の息子や孫に害をなすものがいたならば、彼はハッティの王

とヒッタイト人の敵となるであろう。」(CTH 92, obv.30 - 33)⁽⁷³⁾

この条項に明記された、宗主としてのハットウシリ三世がベンテシナを庇護する保障を実際に順守した事実がある。

ハットウシリ三世からバビロニアのカダシュマン・エンリル二世に送られた書簡、KBo 1.10 & KUB 3.72 はアムルとウガリットでバビロニアの商人が殺された事件に関することが記されている。これによると、ベンテシナがバビロニアを冒涜したことについて、カダシュマン・エンリルがハットウシリ三世に訴えたところ、ハットウシリ三世は「ベンテシナは私の臣下である」と述べ、ベンテシナがハットウシリ三世の前でバビロニアを冒涜した事実はないと証言し、もしカダシュマン・エンリル二世がこの証言を信じなかつたら、ベンテシナの従者を法廷に立たせると約束しながらも、全体的にはベンテシナをかばうのである。⁽⁷⁴⁾

条約文中で、「『我が太陽』である私は、汝と〈明確に〉取引した」と述べ、ヒッタイト王家への忠誠を求めた項目が続くなのは、ベンテシナの子孫によるアムル王位の継承に対する保障の代価である。一般的な宗主権条約の性質である、属国へのヒッタイトによる一方的な誓約の押し付けから、相互の取引によつて両国の関係が規定されるまでに、ヒッタイトにとってのアムルの地位が対等に近づいていた、とするのは過言かもしれないが、それまでのヒッタイトとアムルの条約文で、アムル王を「汝」と呼称する割合が多かつたのに対し、

ハットウシリ三世とベンテシナの条約文では、「ベンテシナ」と繰り返し個人名を挙げていることからも、双方の親密さがうかがえるであろう。

第三節 ハットウシリ三世時代のアムル支配の前提—婚姻政策

古代オリエントにおいても、ある国の王室が他国と姻戚関係を結ぶことは、重要な政治的目的を持つていた。少なくともこの時代の列強国同士の婚姻は、「一つの国家が一つになる」「二つの国の国民が一緒になる」という建前を持つていたが、その意義は列強によつて多少の違いがあった。例えば、エジプトにとっての婚姻政策は、自国の権力を周囲に誇示するためについた。エジプトの政策の特徴としては、属国にせよ、列強国にせよ、一方的に他国から王女を迎えるのみで、自国の王女を他国に嫁がせることはめつたになかった。⁽⁷⁵⁾一方、

ヒッタイトの婚姻政策では、基本的にヒッタイト王女をヒッタイトへの忠誠とヒッタイトの影響力を強めるために、主に属国へ降嫁させることが行われた。さらに、ヒッタイト王女は、属国においては女王（第一夫人）として迎えられ、彼女の息子は、将来その属国の王位を継ぐ者として期待された。

ヒッタイト新王国時代において、ハットウシリ三世以前の王達の治世下で執り行なわれた婚姻政策は四例ほどある。⁽⁷⁶⁾ シュッピルリウマ一世とハヤサのフツカナとの宗主権条約では、フツカナにシュッピルリウマの妹（姉）を与えたと記さ

れている。また、シュッピルリウマはミタンニのシャツティワザにシュッピルリウマの娘を与えていた。続いて、ムルシリ二世とミラ・クワリヤ⁽⁷⁹⁾のクパンタ・クルンタとの宗主権条約に、クパンタ・クルンタの父にシュッピルリウマの娘（ムワタリの妹、もしくは姉）を与え、彼女がクパンタ・クルンタの母であることが明記されている。トウドハリヤ四世とアムルのシャウシュガムワとの宗主権条約の一節には、ムワタリ二世がセハ河⁽⁸⁰⁾の王マストウリに彼の妹（姉）のマサヌツジを与えたと記されている。これらの事例からわることは、ヒツタイト王たちが王女を降嫁させるのは、アナトリアの支配者たちに対するものであつた。ミタンニはユーフラテス河の上流にあつた国なので、アナトリアの支配者ではないが、ミタンニ王シャツティワザは、ミタンニがヒツタイトに滅ぼされた後に、ヒツタイトにとつての傀儡の王として擁立された王であつたため、かつてヒツタイト、エジプトと並び強大な勢力であつたミタンニを、完全にヒツタイトの陣営に引き入れるために、ヒツタイト王女を降嫁させたと考えられる。また、アナトリア内部のヒツタイト王女を降嫁させた国を含むヒツタイト周辺諸国でも、特にヒツタイト帝国時代以前にはヒツタイトに対する反乱が起っていた⁽⁸¹⁾。そのため、アナトリア内の諸国にも婚姻によって親ヒツタイト的な国家を作る必要性があつたと考えられる。

ハットウシリ三世は娘のガッシュリヤウイヤをベンテシナに与え、代わりにベンテシナの娘をハットウシリの息子のネ

リッカイリの妻とした⁽⁸²⁾。ハットウシリ三世以前は、主にアナトリア内部の国の王たちに対して、ヒツタイト王の娘や妹（姉）を降嫁させてきたが、ハットウシリ以降はアムルに対しても王女を降嫁させるようになつた。これは、今までアナトリアの支配者たちや列強国にしか適用してこなかつた政策を、シリアのアムル支配にも導入するようになつたことを意味する。

ベンテシナの後を継いだシャウシュガムワは、ハットウシリ三世とベンテシナの宗主権条約で強調されたように、おそらくベンテシナとヒツタイト王女ガッシュリヤウイヤの間にできた息子であると考えられるため、アムル王位はヒツタイト王家の血を引く子孫によつて継承されていつたのだろう。このことについてベックマンは、それ以前の条約がアツカド語とヒツタイト語で書かれたのに對し、トウドハリヤ四世とシャウシュガムワの条約文はヒツタイト語版のみしか残つていないので、「ヒツタイト王族」で、トウドハリヤ四世の義理の兄弟であるシャウシュガムワにとつて、条約をアツカド語に翻訳する必要がなかつたからであると述べている⁽⁸³⁾。すなわち、ヒツタイトに対するアムルの忠誠は婚姻関係を持たなかつた以前のように搖らぐことがなくなり、アムルの国土はヒツタイトの支配領域としてはつきりと区分されるようになつたと言える。

次に婚姻がアムルにどのような変化をもたらしたかについてだが、それまではシリアの一支配者であつたアムルの地位

は、ヒッタイト王家との姻戚関係を持つたことによつて、上がつたと考えられる。それは、トウドハリヤ四世とタルファンタツサの副王クルンタとの間で結ばれた宗主権条約に示されている。この宗主権条約の中には、この条約を承認した「神々のリスト」に加えて、「立会人リスト」が含まれている。その立会人リストには、ヒッタイトの王子やヒッタイト宮廷に使える役人の名前、そして何人かの他国の王の名前が挙げられている。その中にベンテシナの名前が言及されている。他の王とは、「アムルの地の王、ベンテシナ」の他に「カルケミシユの地の王、イニ・テシュプ」、「セハ河の地の王、マストゥリ」、「ミラの地の王、アランタリ」であるが、カルケミシユはタルフンタツサと同様に副王によって治められた国で、ヒッタイトとシリアの中間にあり、シリアを間接的に統治する存在で、他の属国の支配者よりも優遇された地位にいたので、立会人リストに名前が挙げられていると考えられる。また、セハ河とミラの国はそれぞれアナトリアの西側に位置していた。ミラの王アランタリについての詳細はわからぬが、セハ河の王マストゥリはムワタリ二世の妹、マサヌッジと結婚しており、ベンテシナ同様、ヒッタイト王家と親戚関係にあつた。このことから、立会人としてヒッタイトと姻戚関係にある親ヒッタイト系の中でも限定された王たちが集められたと考えられるが、その中でベンテシナは唯一のシリアの支配者である。さらに注目すべきなのは、次のアムル王になる皇太子シャウシュガムワも同席していることであ

る。シャウシュガムワは後に、トウドハリヤ四世の妹と結婚したため、「王の義兄弟」という称号も特別に与えられている。以上からアムル王はハットウシリ三世時代以降、他のシリアの支配者たちよりも、ヒッタイト帝国支配下でも最優遇された地位にあつたと言えるだろう。

おわりに

アムルに対するヒッタイトの支配はハットウシリ三世の時代以降、変化したと言える。変化の内容をまとめると、次通りである。^①ハットウシリ三世とベンテシナの間で結ばれた宗主権条約において、条約の内容自体は、アジル時代のものを基礎としており大きな変化はないが、前文中ではハットウシリ三世がベンテシナの要請を認めるなど、ただのヒッタイトの属国としてだけではない扱いが見られる。^②ハットウシリ三世がベンテシナを保護し、アムルとして復位させたことは、対エジプトとの平和条約締結を見越してのためだつたと考えられるが、結果として、アムルは以前よりも親ヒッタイト的な国家になつた。^③ハットウシリ三世のベンテシナの懷柔以降は、それまではアナトリアの支配者に対して行つてきたヒッタイト王女を降嫁させる政策をアムルに対しても用いるようになり、アムルと姻戚関係を持ち、ヒッタイトとアムルの親密さを深めた。アムルにとつては、それが國家の地位の向上となつた。^④ヒッタイトはエジプトと平和条

約を結んだ後、アムルに両国を仲介する役割を担わせた。

ハットウシリ三世の治世以降に、対アムル政策が変化した理由としては、おそらくヒッタイトとエジプトの間の平和条約に向けての基盤作りのためだつたとも考えられるが、もう一つ、アッシアの勢力が強大になつてきたからであると言える。ハットウシリ三世の後継者トウドハリヤ四世とシャウシュガムワの条約の中では、アッシアについて次のように記されている。

「アッシアの王は、『我が太陽』の敵なので、彼は汝（シャウシュガムワ）の敵である。汝の（國の）商人はアッシアに行つてはならない。そして汝は、彼（アッシア王）の商人が汝の地へ入るのを許してはならない。彼（アッシアの商人）は汝の地を横切つてはならない。しかし、もし彼が汝の地にやつて来たら、彼を捕らえ、『我が太陽』へ引き渡すべし。」（CTH 105, IV 14-18⁽⁸⁵⁾）

トウドハリヤ四世はアッシアを、はつきりと「敵」とみなしており、商人の通行さえ禁止していることから、ヒッタイトとアッシアの関係は、この時までにはかなり緊迫していたと言える。かつてヒッタイトの脅威のためにミタンニとエジプトが協定を結んだように、今度はアッシアの脅威のためにヒッタイトとエジプトは平和条約を結んだ可能性は高い。ハットウシリ三世はシリアのアムルにガッシュリヤウイヤを降嫁させたのと同様に、ミタンニ滅亡後のユーフラテス上流域にあたるイスワに対してキルシェバというヒッタイト

王女を降嫁させている。テン・カーテによれば、アムルとの結びつきがエジプトとの国境線の確定であるのに對し、イスワ政策はアッシアに対する境界の強化であった。⁽⁸⁶⁾ 付け加えるならば、シリアに迫りつつあるアッシアへの対策上、アムルと婚姻政策によつて結びつきを強めることは、シリアにおけるヒッタイトの支配領域として拠点化を図る目的も考えられるであろう。シュッピルリウマ一世の治世以降ヒッタイトが勢力を武力で拡大させていつたのに対し、ハットウシリ三世時代のシリア支配の変化は、対エジプト政策としては、大国エジプトとの相互的な領土の承認を前提としたシリア支配へと変わつたことを意味する。この政策の転換の背景としてアッシアの脅威がどの程度影響していたかについての分析は、次の課題としたい。

註

(1) ヒッタイトの時代区分は、古王国・新王国の二つに区分しており、商人の通行さえ禁止していることから、ヒッタイトとアッシアの関係は、この時までにはかなり緊迫していたと言える。かつてヒッタイトの脅威のためにミタンニとエジプトが協定を結んだように、今度はアッシアの脅威のためにヒッタイトとエジプトは平和条約を結んだ可能性は高い。ハットウシリ三世はシリアのアムルにガッシュリヤウイヤを降嫁させたのと同様に、ミタンニ滅亡後のユーフラテス上流域にあたるイスワに対してキルシェバというヒッタイト

代」と呼ばれることがある。

(2) 現在のトルコの中央部をわす。特にクズルウルマツク川の内側が、ヒッタイトの本拠地であった。

(3) 「宗主権条約(Vassal Treaty)」とは、宗主国であるヒッタイトに対し、それに従属するアナトリアやシリアの属国が負う義務を記した条約である。ヒッタイト学の分野では伝統的に「宗主権条約」と呼ばれてくる。グックマンによると、宗主権条約の内容は、(1)歴史的導入

(2)諸々の規定(3)宣誓(4)証人としての神々(5)呪いと祝福、で構成される。(1)の歴史的導入に関するば、「前史」と呼ばれるのがより一般的であるので、本稿でも「前史」を使用する(Beckman, G., Hittite Diplomatic Text, Atlanta, 1999)。

(4) 宗主権条約に対し、大国の間で結ばれたものは「対等な条約」であり、当時、ヒッタイトが対等であるとみなしていた国はエジプト、バビロニア、アッシリアのみである。本稿で扱う、ヒッタベームハハアトとの間で結ばれた対等な条約は、ヒッタイトとハハアトが「カデハルの戦」の後に結んだものであるので、特に「平和条約」と呼ばれる。

(5) 本稿は、卒業論文「ヒッタイト帝国のシリア支配—対アムル外交から見たシリアル支配—」に加筆し改訂したものである。改訂にあたって、当時の王室間の「政略結婚」に着目し、それに重点を置いて執筆した。執筆

にあたっては本学鈴木恒之先生、中央大学中田一郎先生、及び早稲田大学川崎康司先生に心に指導いただいた。記して感謝したい。

(6) KBo= Keilschrifttexte aus Boghazkör, (Berlin).

(7) Weidner, E., Politische Documente aus Kleinasien, Leipzig, 1929.

(8) del Monte, G., *Il trattato fra Mursili II di Hattusa e Niqmeba' di Ugarit*(Oriens Antiqui Collecto 18), Rome, 1986.

(9) Hagenbuchner, A., *Die Korrespondenz der Hethiter* (Texte der Hethiter 15/16), Heidelberg, 1989.

(10) Izre'el, S./Singer, I., *Amurru Akkadian: A Linguistic Study 2 vols*, Atlanta: Scholars Press, 1991.

(11) cf. Izre'el, S./Singer, I., *The General's Letter from Ugarit*, Tel Aviv University, 1990. Klengel, H., "Aziru von Amurru und seine Rolle in der Geschichte der Amarnazeit", *Mitteilungen der Institut für Orientforschung* (ミオ) 10, 1964, pp. 57–83. Freydank, H., "Eine hethitische Fassung des Vertrages zwischen dem Hethit-

erkönig Suppiluliuma und Aziru von Amurru", *MIO* 7, 1959, pp. 356–381.

(12) cf. Zaccagnini, C., "A Note on Hittite International Relations at the Time of Tudhaliya IV", *Studi di Storia e di*

- Filiologia Anatolica*, 1988, pp. 295–299. Altman, A., "On Some Assertions in the 'Historical Prologue' of the Šaušgamuwa Vassal Treaty and their Legal Meaning", in *XXXIVe Rencontre Assyriologique Internationale*, ed. by H. Erkanal, V. Donbaz and A. Uguroglu, Ankara, 1998, pp. 99–107.
- (13) cf. Singer, I., "A Concise History of Amurru", *Izre'el et al.*: Amurru Akkadian, 2 vol. pp. 135 – 195. (hereafter Singer 1991.) Kengel, H., *Syria: 3000 to 300 B. C.*: A Handbook of Political History, Berlin, 1992. (hereafter Kengel 1992.)
- (14) Houwink ten Cate, Ph. H. J., "The Dynastic Marriages of the Period between ca. 1258 and 1244 B. C.", *Altorientarische Forschungen* 23, 1996, pp. 40–75.
- (15) Liverani, M., *Prestige and Interest. International Relations in the Near East ca. 1600–1100 B.C.*, Padova, 1990.
- (16) Schulman, A. R., "Diplomatic Marriage in the Egyptian New Kingdom", *Journal of Near Eastern Studies* 38, 1979, pp. 177–193.
- (17) del Monte, G., "Mashuiliwa, König von Mira", *Orientalia, Nova Series* 43, 1974, pp. 355–368.
- (18) ハラサムの代表的な先行研究として Pintore, F., *Il matrimonio interdinastico nel Vicino Oriente durante i secoli XV–XIII*. Rome: Instituto per l'Oriente, 1978. や asor.org/HITTITE/CTHHP.html
- (19) Lemche, N. P., "The History of Ancient Syria and Palestine: An Over View", *Civilizations of the Ancient Near East II*, New York, 1995, p. 1206.
- (20) ハリベルトの國。ハリベルトは民族的起源は不明であるが、他們語的にはウアルトゥ語と/orカサス系語に属するか考へられてゐる。ベブル河上流の三角地帯が中核地域であり、首都はワシバガニ。紀元前11000年中期に一大強国ミタノリとなるが、その首都や主要都市の文書庫が発見されることはなく、不明な点が多い。1時はティグリス河以東からユーフラテス河以西、アナトリア南東部にかけての広領域を支配したが、後にヒッタイトに征服されヒッタイトの属国となる。滅亡した年代なども不明（前田徹、小野哲也『歴史学の現在—古代オリエント』三川出版社、2000年、八四一八六頁より）。
- (21) ハラサム・アルタタマ一世、ハラサタル十二世、トウシカラサタの三代にわたって王女をエジプト王室に嫁がせた。
- (22) 北シリアに位置する都市。交易で栄えた。アマルトサ、姻戚関係を持つなど、親密な関係であった。
- (23) CTH=La Roche, *Catalogue des Textes Hittites*, Paris, 1971. Collins, Catalogue of Hittite Text (CTH), <http://www.asor.org/HITTITE/CTHHP.html>

- (24) 「……（前略）兄弟関係とあなたがアマヌス山脈を訪問する件に関する一なぜゆえ私はあなたに対しても兄弟関係について書を送らなければならないのか？ あなたと私、我らは恐らくは同じ母親もしくは父親から生まれたといへるが、おれたといへるが、あるのか？……（後略）」（KUB 23. 102）
- (25) CTH 48 に含まれる一連の文書には、ヒッタイトへのウガリットの貢納品のリストが記されている。
- (26) ヒッタイトで使われた重さの単位。「シユケルは約」一、「五グラム。」
- (27) 小野哲「ヒッタイトの宗主権条約における貢納規定について」『オリエント』第三三一卷一号、一九八九年、八五頁。
- (28) ベックマンの分類に拠る。
- (29) ヒッタイト王は、自らを^aUTU-*ši*（我が太陽）と称した。この『我が太陽』と云ふ称号は自称としていわゆる他称としても使用される。
- (30) ヒッタイト人が侵入する以前、アナトリアにはハッティという民族が住んでいた。ヒッタイト人はアナトリヤを征服した後、「ハッティ」という名称をそのまま引き継ぎ、自らを名乗つたため、ヒッタイトの文書における言葉がよく用いられる。
- (31) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 128.
- (32) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 130.

- (33) Singer, 1991, pp. 128 – 144. Klengel, H., *Geschichte Syriens im 2. Jahrtausend II*, Berlin, 1969, pp. 266 – 272 (hereafter Klengel, 1969.). Klengel, 1992, pp. 162 – 164.
- (34) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 128.
- (35) Korošec, V., *Hethitische Staatsverträge. Ein Beitrag zu ihrer juristischen Wertung*, Leipzig, 1931, pp. 82f.
- (36) 小野、前掲論文、八八 – 八九頁。
- (37) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 132.
- (38) cf. del Monte, *op. cit.*, pp. 132, 134.
- (39) ヒッタイト王バワタコ^bニギム、ウイルサ王アラクサンニヤとの宗主権条約における。ウイルサはアナトリアの北西部に位置した国。
- (40) Beckman, G., *op. cit.*, p. 2.
- (41) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 160.
- (42) cf. del Monte, *op. cit.*, pp. 160, 162.
- (43) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 162.
- (44) 「アラの地」は註^cを参照のこと。「カデシヤ」（後述）を「キャナヤ」とみる。また、リヤはオロンテス河の外側の国、スバッシヤはシリアの内陸にある国である。
- (45) この項目では、エジプトに密使を送つたり、エジプトの臣下になつたりしてはならないことを記されてくる。
- (46) アナトリアの北部に位置する都市。
- (47) ヒッタイト王は戦略上、重要な都市に副王としてヒッタイト王子を送り込んだ。副王が置かれた場所として

は、ヘケンサの戦い、カルケハ、タルハ、タラサ
などがある。

(48) 〔三章〕一節を参照のこと。

(49) cf. Hagenbuchner, *op. cit.*, pp. 379f.

(50) cf. Klengel, 1969, p. 213.

(51) Goetze, A., "The Hittite and Syria", *The Cambridge Ancient History* II. 2, Cambridge 1975, p. 253.

(52) cf. Kühne, C. u Otten, H., *Der Šaušgamuwa – Vertrag*. (*Studien zu den Bogazkoy – Texten 24*), Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1971, pp. 6–8.

(53) Singer, 1991, pp. 165f.

(54) ハハマーのカルナック、アブ・シンブル、アラヤビスなどの神殿や葬祭殿の壁面には、カデシュの戦いはエジプト側の大勝利であったことが書かれてる。そのたぬ、以前はカデシュの戦いはエジプトが勝利したものと思われていたが、最近では、これはエジプト側の誇張表現とされる。そのため、カデシュの戦いはエジプトの辛勝だったとする説や引き分けだったとする説、その後のヒッタイトのシリアにおける優位に変化がないことから、ヒッタイトの勝利だったとする説など、結果ははっきりしない。

(55) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 178.

(56) cf. Kühne u. Otten, *op. cit.*, p. 8.

(57) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 178.

(58) cf. del Monte, *op. cit.*, p. 180.

(59) cf. Kühne u. Otten, *op. cit.*, p. 8.

(60) cf. Edel, E., *Der Vertrag Zwischen Ramses von Ägypten und Hattušili von Hatti*, Berlin, 1997, p. 9.

(61) Klengel, 1992, p. 170.

(62) Wolf, H. M., *op. cit.*, pp. 68ff.

(63) cf. Singer, 1991, pp. 100f.

(64) cf. Singer, 1991, pp. 103f.

(65) Singer, 1991, pp. 169f.

(66) cf. Helck, W., "Urhi-Tesup in Ägypten", *Journal of Cuneiform Studies* 17, 1963, pp. 92f.

(67) Singer, 1991, p. 170.

(68) Klengel, 1992, p. 172.

(69) 〔三章〕一節を参照のこと。

(70) cf. Weidner, *op. cit.*, pp. 128f.

(71) cf. Weidner, *ibid.*

(72) Klengel, H., *op. cit.*, 1992, p. 171.

(73) cf. Weidner, *op. cit.*, pp. 128–131.

(74) KB 1.10+KUB 3.72 G rev. 32–33 には「グハテシナは我が王トである。もし彼が我が兄弟（カダシュマン・ハハワル二世）を侮辱したのならば、彼はまだ私（ハツトウハコ三世）をも侮辱したりむせばならぬだらうか？」と書かれてる。やなわち、「グハテシナはカダシュマン・ハハワル二世を侮辱したはずがない」

ルの受け取れる表現である。

(75) Liverani, M., *op. cit.*, p. 282.

(76) Liverani, M., *op. cit.*, p. 277.

(77) Rölling, W., "Heirat, politische", *Reallexikon der Assyriologie* IV/4-5, Berlin 1975, pp. 286f.

(78) アナトリアの北東部に位置する国。

(79) アナトリアの北西部に位置する国。『^ミ國とクワリヤ国』の複合国家。

(80) アナトリアの西部に位置する国。

(81) アナトリア西部のアルツアワド、マルシリ一世の時代に反乱が起りいた。

(82) 三章二節を参照の如く。

(83) Beckman, G., *op. cit.*, pp. 103ff.

(84) ハラメール語の表記で LÚ HA-DA-A-AN LUGAL と表され、血縁関係のある「兄弟 (ŠEŠ)」とは区別して用いられる。

(85) cf. Kühne, Otten, *op. cit.*, pp. 14-16.

(86) Houwink ten Cate, Ph. H. J., *op. cit.*, p. 56.

ないが、本稿でも扱った属国支配に対する興味深い指摘をしている。以下であえて記す。

本稿説稿の後、Altman, A., "Rethinking the Hittite System of Subordinate Countries from the Legal Point of View" *American Oriental Series*, 123/4, 2003, pp. 741 - 756, 2003. を入手した。同論文はハラメル語に焦点を置いているわけでは

付記